

業 務 仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、三重県警察学校及び三重県警察機動隊の空調設備保守点検業務について適用する。

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

- (1) 三重県津市高茶屋四丁目 2750－1 三重県警察学校
- (2) 三重県津市高茶屋四丁目 2746－1 三重県警察機動隊

4 点検時期及び回数

(1) シーズンイン点検整備

別添 1「三重県警察学校外 1 か所空調設備機器点検一覧表」のとおり。

(2) 保守点検業務内容（ガス式ヒートポンプエアコン）

ア 定期点検整備

ガス式ヒートポンプエアコンが運転時間 10,000 時間を超えた際の定期点検を実施した場合は「GHP 定期点検・定期交換チェックリスト(K1 型)」を作成し、甲に提出すること。

なお、点検整備には、30,000 ～ 50,000 時間運転による定期部品交換も含む。

イ 故障発生時対応

(ア) 三重県警察学校本館（試運転開始から 15 年以上経過）

乙は、本館ガス式ヒートポンプエアコンに故障が発生し甲から修理対応の要請を受けた場合に、故障診断を行う。甲が故障修理を乙に求め、乙がこれを行う場合、故障修理に要する費用は本保守契約の範囲外であり、別途甲の負担とする。

(イ) 三重県警察学校厚生棟（試運転開始から 15 年未満）

乙は、厚生棟ガス式ヒートポンプエアコンに故障が発生し甲から修理対応の要請を受けた場合に、本保守契約において、故障修理を行うものとする。ただし、室外機の累積運転時間（試運転開始からの累積運転時間）が基準を超えてから発生した故障修理については、甲は部品・部材・消耗品代、フロンの再生及び破壊に係る費用を別途負担するものとする。

なお、一台の室外機につき、一度の故障で必要な修理費用が金 1,000 円以下（税別）の場合については、このただし書きの規定にかかわらず、保守契約料金に含まれるものとする。

ウ 遠隔監視業務

通信回線により本館及び厚生棟のガス式ヒートポンプエアコンの運転データを定期的に受信するとともに、異常発報を受信した場合は必

要に応じて甲に連絡を取った上で、イ 故障発生時対応を行うものとする。なお、必要機器、通信費用等については乙の負担とする。

5 点検方法及び内容

乙は、業務を実施しようとするときは、あらかじめ甲に通知し、立会い又は指示を受けて作業すること。

(1) 点検設備

- 空冷式ヒートポンプエアコン
- ガス式ヒートポンプエアコン
- 送風機類（遠心送風機・消音ボックス付き送風機）
- 全熱交換器

(2) 点検保守項目

- 全般・・・各設備機器の外観点検（腐食、変形、破損、異音等の点検）
- エンジン、モーター類・・・圧縮器、凝縮器、電気回路等の点検
- ドレン等・・・内部汚れ点検、ドレンパン点検・ドレン配管の点検
- 送風機類・・・Vベルト、羽根車、モーター、固定ボルト緩みの点検
- 全熱交換機・・・熱交換機点検・熱交換素子等の清掃
- フィルター等・・・室内機フィルター清掃
- その他・・・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書による。
- 冷媒漏えい点検・整備記録簿の作成
- フロン排出抑制法に基づく対象機器の点検・整備記録簿の作成

6 点検結果報告

乙は、保守点検業務に関する状況を書類で甲に報告すること。

7 作業報告及び検査

業務終了後、乙は、作業完了報告書、作業記録写真等を速やかに提出し、甲の検査を受けること。

8 代金の請求及び支払い

(1) 乙は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。

(2) 甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

9 故障時の対応

修理依頼については別途連絡し、対応時に別途支払いとする。

10 その他

本仕様に定めのない事項に関して疑義が生じた事項については、必要に応じ双方協議の上、決定すること。